

令和3年度版



空調機器更新 補助の「手引き」



＜受付期限＞必着で郵送または持参

申込受付期限

令和3年12月3日（金）

補助金交付申請書受付期限

令和4年1月21日（金）

このパンフレットは、手続きを進めるために必要な事項を記載しておりますので、空調機器更新工事助成申込書を作成、提出される前に、必ずご一読ください。

はじめに

空港周辺整備機構では「公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律」に基づき、航空機による騒音の障害を防止又は軽減するために、新しく空調機器に取換えるための購入設置費用の一部助成を行っています。

目 次

ページ

【1】よくあるご質問(Q & A)	・・・ P 1
【参考】空調機器・サッシ・換気扇の修理について	・・・ P 2
【2】更新工事費用補助の手続きの流れについて	・・・ P 3
【3】更新工事費用補助制度について	・・・ P 7
【4】補助の対象となる工事について	・・・ P 9
【5】補助の対象とならない工事について	・・・ P 11
【6】更新工事費用の補助額について	・・・ P 12
【7】補助を受けて設置した空調機器の管理について	・・・ P 14
【8】補助交付条件	・・・ P 15
【9】各窓口所在地及び連絡先	・・・ P 17

用語の解説

- ・住宅騒音防止工事
「防音工事」と「更新工事」の総称です。
- ・空調機器
エアコンと換気扇、レンジ用換気扇（プロペラ換気扇含む）の空気調和機器の総称です。
- ・防音室
防音工事してある室です。
- ・代用機
防音工事の際、自己所有のエアコンを防音工事の対象機として認められたものです。
- ・単体機
屋内機1台に対し屋外機が1台接続されているエアコンです。
- ・併設機
屋内機2台に対し屋外機が1台接続され、屋内機を切換選択して使用するエアコンです。

※防音工事とは

国土交通省告示により第1種区域として指定された航空機騒音対策区域内の住宅で、その区域を指定した日より前から存在していた住宅に対し、航空機騒音による障害を防止し、または軽減するため、防音サッシや空気調和機器の取付等を行う工事のこと、「公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律」（昭和42年8月1日法律第110号）第8条の2に基づき行われます。

関係法令

- ・「公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律」

（住宅の騒音防止工事の助成）

第八条の二 特定飛行場の設置者は、政令で定めるところにより航空機の騒音により生ずる障害が著しいと認めて国土交通大臣が指定する特定飛行場の周辺の区域（以下「第一種区域」という。）に当該指定の際現に所在する住宅（人の居住の用に供する建物又は建物の部分をいう。以下同じ。）について、その所有者又は当該住宅に関する所有権以外の権利を有する者が航空機の騒音により生ずる障害を防止し、又は軽減するため必要な工事を行なうときは、その工事に~~し~~助成の措置をとるものとする。

（機構の目的）

第二十条 独立行政法人空港周辺整備機構（以下「機構」という。）は、周辺整備空港（他の法令の規定により機構以外の法人がその周辺における航空機の騒音により生ずる障害を防止するための事業及びその周辺における生活環境の改善に資するための事業を行うこととされているものとして政令で定める空港を除く。第二十八条第一項第三号及び第四号において同じ。）の周辺地域において空港周辺整備計画を実施する等によりその地域における航空機の騒音により生ずる障害の防止及び軽減を図り、併せて生活環境の改善に資することを目的とする。

（業務の範囲）（抜粋）

第二十九条 機構は、第二十条の目的を達成するため、次の業務を行う。
三 周辺整備空港に係る第八条の二に規定する工事に~~し~~助成を行うこと。

【1】よくあるご質問（Q&A）

Q1 エアコンの取付後10年が過ぎているが、取替できるか。

A1 10年経過しただけでは対象となりません。補助の対象となるのは前回の取付工事から「10年以上経過」し、「所要の機能が失われている」エアコン等です。
⇒P 7 【3】(ア)

Q2 エアコンをすぐに設置したい。

A2 補助を受けるには申込いただき、その後発送される機構からの審査結果通知を受け取り後に購入・設置する必要があります。申し訳ありませんが、すぐに設置していただくことはできません。Q3～Q5をご覧下さい。

Q3 審査結果通知前にエアコンを購入しても補助の対象となるか。

A3 補助の対象となりません。 ⇒P 3 【2】

Q4 引っ越してくるが、入居前にエアコンを設置したい。

A4 補助の対象なりません。住民票を移動させてからの申込となります。

Q5 申込後、設置までにどのくらいの時間がかかるのか。

A5 申込後、約1ヶ月で審査結果通知を発送いたします。通知を受け取り後に購入・設置ができます。
※ただし、住民負担額補助金交付を申込した方は機構での審査に加え、お住まいの市・町での審査も必要なため1ヶ月以上見込んで頂くようにお願いします。

Q6 手続きはもっと簡単にならないのか。

A6 補助を受けるに当たり、手続きが煩雑でご迷惑をおかけしますが、国の規定により必要な手続きですので、ご理解をお願いします。

Q7 引っ越し先にエアコンを持って行きたい。

A7 補助を受けたエアコンは持ち出しできません。 ⇒P 14 【7】

【参考】機構の防音工事で設置した空調機器・サッシ・換気扇の修理について

機構で実施しているのは空調機器更新工事ですが、
空調機（Q1）及びサッシ（Q2）の修理については、以下の制度があります。

Q1 空調機器を修理したい。（各自治体）

A1 「市県民税額が一定基準額以下の世帯」のみ、修理費用の一部を助成する制度があります。
申込は住宅が所在する市・町の窓口です。 ⇒P 17 【9】

Q2 サッシを修理したい。（国）

A2 防音工事で設置したサッシが壊れた場合、修理費用の一部を助成する制度があります。お取り付けのサッシに貼りつけられているラベルに記載のメーカーに直接依頼して下さい。設置したサッシメーカーが不明な場合は、機構にお問い合わせ下さい。

■サッシ修理の連絡先

メーカー名	代理店名	電話
豊和工業（株）	豊和建興（株）	092-612-0202
大阪機工（株）		
神鋼建材工業（株）	佐藤エステック	080-5282-3584
神鋼ノース（株）		
三協立山（株）	（株）サンテック九州	092-437-5670
不二サッシ（株）	（株）不二サッシ九州	092-291-1142
（株）LIXIL	（株）LIXILトータル販売福岡支店	092-235-4747
吉田工業（株）	（株）トヨー	092-963-5712

- （注）1. 受付、修理実施日は平日の午前9時から午後5時までの間です。
2. 上記のサッシメーカー以外のメーカーに依頼して修理された場合は、助成の対象と
なりません。
また、ガラスの破損・窓枠・網戸・戸袋・雨戸等の修理は助成の対象とはなりません。

～～お問い合わせ先～～

【制度について】

☞国土交通省大阪航空局 福岡空港事務所 環境・地域振興課 TEL：092-621-3103

【設置したサッシメーカーが分からないとき】

☞独立行政法人 空港周辺整備機構 TEL：092-472-4594

Q3 換気扇を修理したい。

A3 換気扇の修理助成制度はありません。また、換気扇のみの更新もできません。ただし、更新工事③で居住人数が1名の場合は換気扇2台まで更新できます。⇒P 8 【3】（イ）。

【2】更新工事費用補助の手続きの流れについて



申込

更新工事の費用補助を希望される方は、購入設置工事の前に申込が必要です。

申込先は、P17-【9】をご覧ください。賃貸住宅の場合には、所有者と居住者で費用の負担や空調機器の取扱い等について十分話し合いのうえ、費用を負担される方が、補助の申込をしてください。※申込者へ補助金を入金します。

申込書類

- ・「空調機器更新工事助成申込書」
- ・「空調機器故障状況報告」

※前回申請時から所有者が変更（相続、売買等）となった場合は、家屋所有者変更届が必要です。お送りしますので、機構にご連絡ください。☞P17



審査結果通知

申込後、機構において申込の機器が補助の対象となるか等の審査を行い、認定されると機構から申込者へ「審査結果通知」を郵送します。

※1 「審査結果通知」を受け取る前の更新工事は費用補助の対象となりません。

※2 審査結果通知については、郵送のみの通知となり電話での通知は致しません。



購入・設置

更新工事は、申込者がご自身で選んだ業者（小売店・量販店・工事店など）と直接契約してください。この契約については、機構は一切関与しませんので、申込者は工事実施、完了の確認及び代金の支払いをご自身で行ってください。



補助金交付申請

更新工事を完了した方は、下記提出書類をそろえて、機構へ郵送等により提出してください。（補助金交付申請書等、提出書類の一部は「審査結果通知」に同封しています）

提出書類

- ・補助金交付申請書
- ・工事写真（工事前後）
- ・メーカー機器保証書（写）
- ・リサイクル券（写）
- ・工事完了届
- ・撤去及び設置箇所を記載した間取図
- ・領収書（写）〔領収書の金額が代金の一部（代金の2割以上の支払いが必要）の場合は代金の全額がわかる請求書等。ローン契約書の写しも可〕
- ・工事費内訳書（購入店に記入を依頼してください）
- ・「居住者全員の住民票」補助金交付申請の10日前から申請日までに発行された謄本（コピー不可）



補助金交付決定及び確定通知

機構は補助金交付申請書等を審査したうえで、交付の可否や補助金の額を申請者に通知するとともに請求書（様式）を送付します。



補助金請求

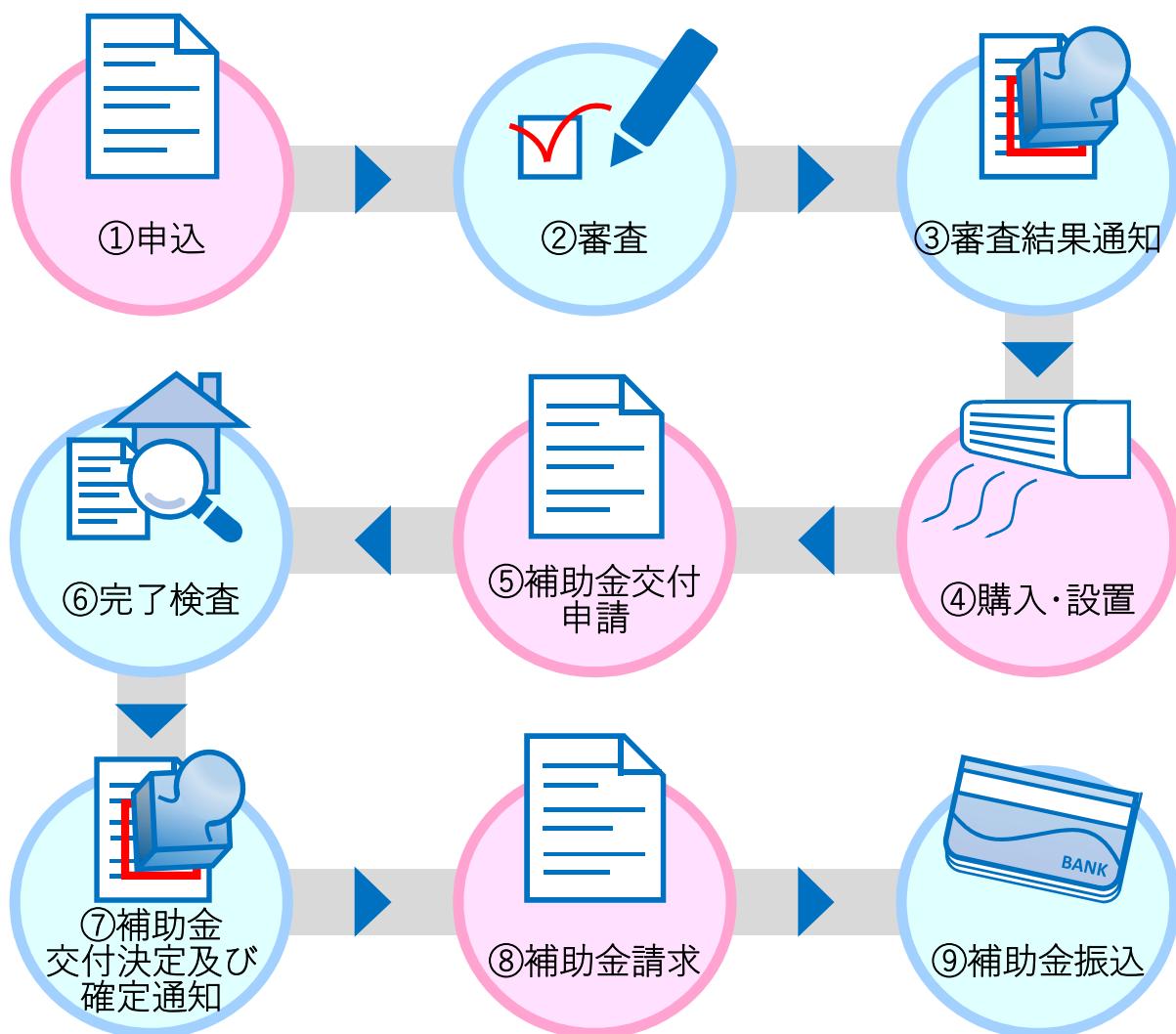
申請者は、請求書（様式）が届いたら必要事項を記入、捺印のうえ機構へ提出してください。また、補助金振込の確認資料として口座番号・名義が分かるもの（通帳の写し等）をあわせて提出をお願いします。



補助金振込

機構は国・地方公共団体からの入金を受けて申請者の口座へ補助金を振り込みます。なお、支払後の通知は行いませんので、申請者の方でご確認をお願いします。

空調機器更新工事費用補助の手続きの流れ



「市県民税額が一定基準額以下の世帯で、住民負担額補助金交付を申込した世帯」はP5を
 「生活保護受給世帯もしくは支援給付受給世帯」の方はP6を
 参照してください。

期間の目安

- ①～③・・・約1ヶ月
- ⑤～⑦・・・約1ヶ月

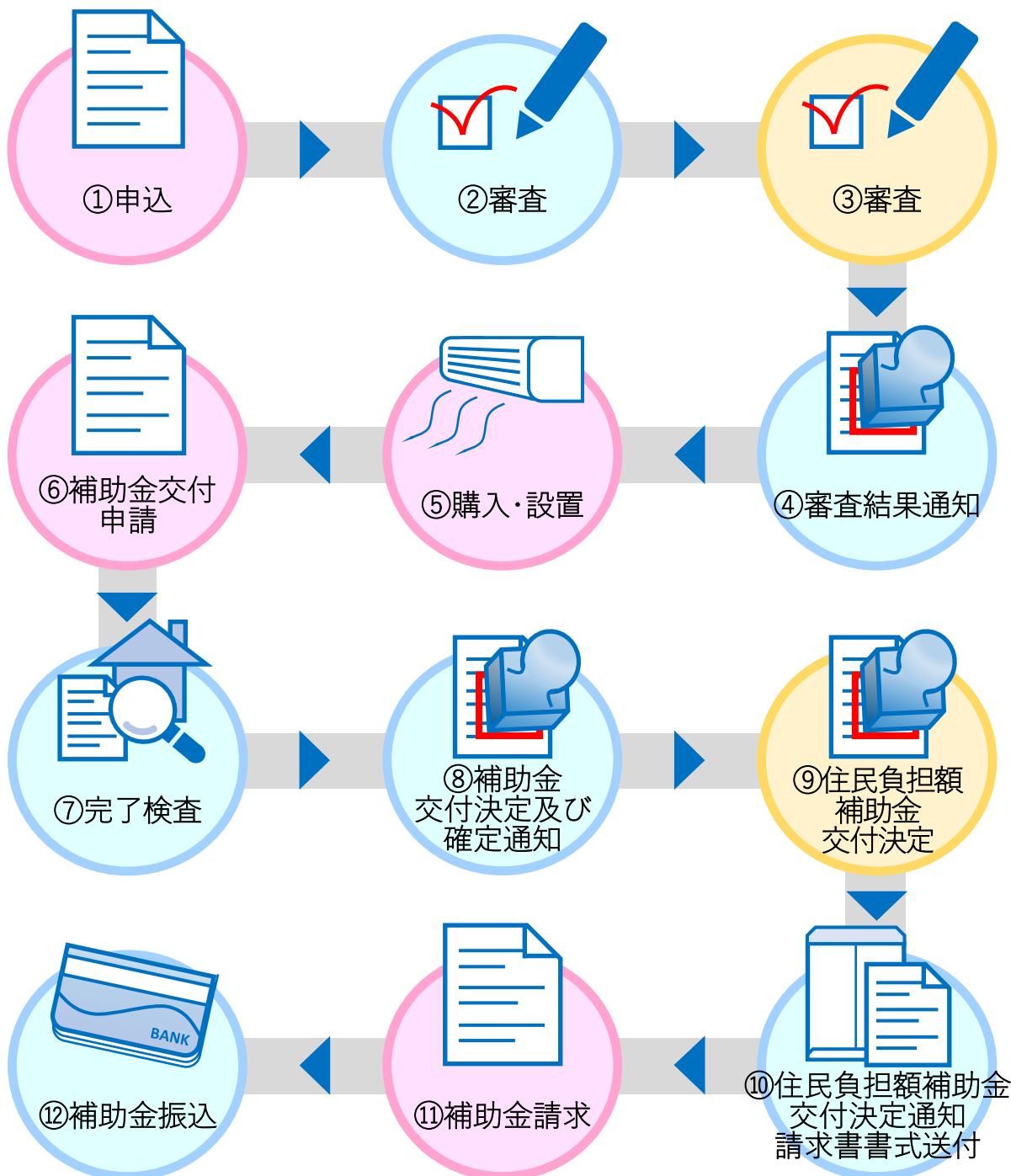
- 申込者
- 機構
- 県・市町

市県民税額が一定基準額以下の世帯で、
住民負担額補助金交付を申込した世帯

空調機器更新工事費用補助の手続きの流れ

申込にはP2の申込書類に加えて、以下の書類が必要です

- ・世帯全員の住民票（3ヶ月以内に発行されたもの）
- ・住民負担額補助申請書又は同意書（福岡市は同意書、福岡市以外は住民負担額補助申請書）



※住民負担額補助金交付を申込した方は機構での審査に加え、お住まいの市・町での審査も必要なため1ヶ月以上見込んで頂くようお願いします。



申込者



機構、協力業者

生活保護受給世帯
もしくは
支援給付受給世帯

空調機器更新工事費用補助の手続きの流れ

申込にはP2の申込書類に加えて、以下の書類が必要です

- ・保護受給証明書（3ヶ月以内に発行されたもの）



期間の目安

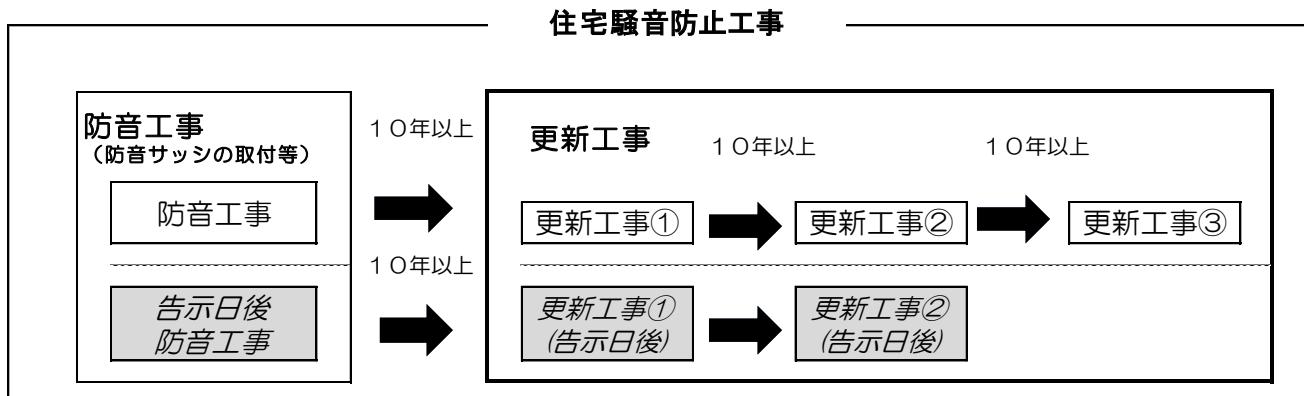
- ①～③・・・約1ヶ月
- ⑤～⑦・・・約1ヶ月

【3】更新工事費用補助制度について

国の制度に基づく建物の防音工事（防音サッシの取付等）や前回の更新工事で設置されたエアコン等の空調機器が、長期（10年以上）の使用により所要の機能が失われている場合に、その空調機器を新しい空調機器に取替えるための購入設置費用の一部を補助します。

申込から審査結果通知発送まで1ヶ月程度かかりますので、お早めにお申し込み下さい。

なお、本補助事業は当該年度予算の範囲内で行いますので、申込まれても予算を超える場合は受付ができない場合があります。



※更新工事には、上図のとおり、更新工事①、更新工事①(告示日後)、更新工事②、
更新工事②(告示日後)、更新工事③があります。

どれに該当するか不明な場合は、機構でお調べします。

（ア）. 補助の条件

防音工事や前回の更新工事で設置後、機構が実施した完了検査の日から起算して
10年以上経過し、所要の機能が失われていることが補助の条件となります。

※次の場合も更新工事の補助の対象となります。

（前回の補助工事から10年以上経過していることが必要。）

- ①防音工事や更新工事の実施後、機能が失われたため自己の負担で取替えた機器を取替える場合。
- ②防音工事の際、代用機として使用していた既存の機器を取替える場合。
- ③防音工事施工後にやむを得ない理由で建替を行った住宅で、国の定めた条件を満たしている場合。（建替住宅については、条件が細かく規定されているので、対象かどうかは機構にお尋ねください。）

※「所要の機能が失われていること」については、申込者の皆様に故障状況を確認していただき、「空調機器故障及び撤去状況報告」を提出していただく必要があります。

(イ) . 補助の制限

①更新工事区分及び居住人数による対象室等の制限

防音工事による工事室数及び設置エアコン台数を上限として、該当する更新工事の区分によって、現在の居住人数による工事対象室及び空調機器更新台数の制限があります。

◎更新工事①、更新工事①(告示日後)、更新工事②、更新工事②(告示日後)

居住人数	1人	2人	3人	4人以上
工事対象室	2室まで	3室まで	4室まで	5室まで
エアコン更新台数	1台まで	2台まで	3台まで	4台まで
換気扇台数	2台まで	3台まで	4台まで	5台まで

◎更新工事③

居住人数	1人	2人	3人	4人以上
工事対象室	2室まで	3室まで	4室まで	5室まで
エアコン更新台数	更新不可	1台まで	2台まで	3台まで
換気扇台数	2台まで	3台まで	4台まで	5台まで

※更新工事③に関する特例

生活保護世帯及び支援給付受給世帯に係る更新工事③のエアコン更新台数は、更新工事、更新工事①(告示日後)、更新工事②、更新工事②(告示日後)と同様の扱いになります。

②その他の補助の制限

- ・空調機器の取替設置は、防音室以外へはできません。
- ・エアコンのみの取替は可能ですが、原則換気扇のみの取替はできません。
- ・住居として使用している部屋に設置してあるエアコン等が対象ですので、空き家や賃貸住宅の空き室、事務所、店舗等は対象となります。

- ・住居であっても、専用調理室（台所）、区画された玄関、浴室等の居室でない場所への設置はできません。

【4】補助の対象となる工事について

(ア) . 標準工事

※必ず防音工事を行った部屋に新品を設置してください。

①エアコン

◎エアコンの標準工事

標準工事の工事内容は、家電量販店等の標準設置工事と同等です。

- ・既設エアコンと配管の撤去・処分等（リサイクル料含む）
- ・新しいエアコン本体及び付属材料
- ・室内機設置、冷媒配管工事（長さは4m以下）
- ・屋外機設置及び架台の設置（地面、ベランダ等への床及び木造建物の外壁に設置するもの）

◎エアコンの仕様（新品）

- ・壁掛型空気熱源ヒートポンプ式エアコンの1対1方式 冷房能力2.2kW以上
(汎用の室内機壁掛型・冷暖房ルームエアコン)
2010年省エネ基準100%以上達成の機種に限られます。

補助対象となるエアコンの冷房能力は下表のとおりです。

機器能力	部屋の広さの目安		適用空調面積	
	冷房	木造／RC造	木造	RC造
2.2kw	6.0畳	4.5畳／8.0畳程度	9.00m ² まで	13.27m ² まで
2.5kw	8.0畳	6.0畳／9.5畳程度	11.68m ² まで	16.26m ² まで
2.8kw	10.0畳	8.0畳／11.5畳程度	14.49m ² まで	19.21m ² まで
3.6kw	12.0畳	10.0畳／13.5畳程度	14.49m ² 超	19.21m ² 超

※部屋の面積は防音工事時の図面から算定し、各防音室の補助対象となる冷房能力については、審査結果通知時にお知らせします。

②換気装置（換気扇、レンジ換気扇[レンジフードまたはプロペラ換気扇]）

原則換気装置のみの取替はできません。また、エアコンのみ取替えて換気装置を取替えないこともできますが、その場合、後日換気装置のみの取替はできません。

◎室内型換気扇の標準工事

- 既設換気扇とウェザーカバーの撤去、処分等
- 新しい換気扇本体及び付属材料
- 換気扇の設置、ウェザーカバーの設置

◎室内型換気扇の仕様（新品）

型式 • 壁掛型、天井型・強制給排気型

給排気量 • 給排気量 $25\text{m}^3/\text{hr}$ 以上、騒音値・45dB以下
単相100V

◎レンジ換気扇の標準工事

- 既設レンジ換気扇本体とウェザーカバーの撤去、処分等
- 新しいレンジ換気扇本体及び付属材料
- レンジ換気扇設置、ウェザーカバーの設置

◎レンジ換気扇の仕様（新品）

形状 • 浅型、深型(自然給気強制排気型)、プロペラ換気扇

排気量 • $550\text{m}^3/\text{h}$ 以上($550\text{m}^3/\text{h}$ 未満を設置される場合はガスやガス器具に応じ必要換気量を満足する機種を選定いただき、選定根拠の提示をお願いします。)

2段切換、単相100V

(イ) . 付帯工事

エアコン更新にかかる付帯工事は以下の内容です。

- 冷媒配管が4mを超える工事
- 室外機を屋根置き、天吊り、2段置き、RC造壁掛の架台を新設する工事
- 2階以上での室外機の設置、冷媒配管工事において仮設足場または高所作業車を使用する工事
- 既設エアコンが併設機の場合で、更新工事で電源回路を増設等する工事

(ウ) . 通知した基準と違う冷房能力のエアコンの設置について

申込者の希望により、審査結果通知書に記載の基準より大きい冷房能力のエアコンを設置することもできますが、通知記載の冷房能力に応じた基準額を超える部分は補助金算定の対象になりません。

また、通知の基準より小さい冷房能力（下限は 2.2kW）のエアコンを設置することも可能ですが、その場合は実際に設置されたエアコンの冷房能力に応じた基準により補助金を算定します。

補助金算定の対象外の部分は、申込者の負担となります。

(エ) . 特殊な更新工事事例

更新工事では、エアコンの撤去後同じ場所に設置することが基本ですが、次のような事例も認めています。

- ・エアコン設置室を変更する場合(変更先も防音工事を施工している室に限り一度のみ。)

補助の基準となるエアコンの冷房能力は、元の設置室と変更後の設置室のいずれか小さい方の面積を基に決定します。

- ・防音工事実施後、リフォーム等によるエアコン設置室の間取を変更する場合元の部屋とリフォーム後の部屋を比較し、どちらか小さい方の面積を基に決定します。

※防音室の区画が変わらないことが補助の条件となります。防音室同士を合併する場合は問題ありませんが、防音室ではない部屋や廊下等と合併すると、防音室ではなくなるため、補助の対象ではなくなります。

【5】補助の対象とならない工事について

補助対象にならない工事費用は、全額申込者の負担となります。

- ・【4】(ア)以外の空調機器を設置した工事
- ・スリーブ穴開口工事、閉鎖工事
- ・電気工事（併設機エアコンを全て更新する場合のブレーカー増設工事を除く）
- ・防音室以外への空調機器設置工事
- ・「審査結果通知書」と異なる部屋への空調機器設置工事
- ・空調機器の撤去のみを行う工事

- ・標準工事仕様を逸脱した工事
 - ・空調機器取替跡の内外壁、天井等の補修などの工事
 - ・サッシ、玄関チャイム等、更新工事とは関係のない工事
 - ・申込者が更新工事に要した通信費、事務費、交通費等の経費
- ※ご不明な点は工事前にあらかじめ機構にお尋ねください。

【6】更新工事費用の補助額について

更新工事の補助額は、更新工事に要した額から国及び地方自治体が定める方法により算出した額となります。

補助の対象となる標準工事額は、空調機器本体価格、既設空調機器撤去費用・リサイクル等処分費用、新規空調機器の標準設置工事にかかる費用の合計額となります。

補助の割合は、更新工事区分毎に異なります。また、エアコン工事と換気装置工事でも補助割合が異なります。

標準工事額が基準額以下の場合は、一定の割合で補助されますが、基準額を超える金額については、補助の対象とならず申込者の負担となります。

(ア) . 補助の負担割合

標準工事額における更新工事の国及び地方自治体からの補助の割合は次のとおりです。

○エアコン更新標準工事における補助割合

更新区分	基準額を超える場合	基準額以下の場合
更新工事①	基準額の70%	標準工事額の70%
更新工事①（告示日後）	基準額の65%	標準工事額の65%
更新工事②	基準額の65%	標準工事額の65%
更新工事②（告示日後）	基準額の60%	標準工事額の60%
更新工事③	基準額の60%	標準工事額の60%

○換気装置更新標準工事における補助割合

更新区分	基準額を超える場合	基準額以下の場合
更新工事全て	基準額の50%	標準工事額の50%

※基準額は毎年国が別途設定します。（エアコンは冷房能力毎に設定）

（イ）. 基準額及び補助額

更新工事（標準工事及び付帯工事）については、更新区分により国及び地方自治体からの補助の割合が異なります。

また標準工事については、補助対象となる限度額（基準額）が設定されており、標準工事が基準額以下の場合は、一定の割合で補助されますが、基準額を超える金額については、補助の対象とならず、全て申込者の負担となります。

また工事費については、補助対象となる限度額（基準額）が設定されています。
※正式な補助限度額(基準額)については、機構からの審査結果通知でお知らせします。

（ウ）. 補助の種類について

更新工事の補助は申込者の世帯の状況などにより以下の種類があります。

P6【3】（ア）の補助の条件を満たした世帯が補助を受けることができ、エアコン等の取替費用の一部が補助されます。（自己負担があります）

ただし、下記の条件も満たした場合は手続きの流れと補助の種類が異なります。

市県民税額が一定基準額以下の世帯で、住民負担額補助金交付を申込した世帯

P6【3】（ア）の補助の条件を満たし、市県民税額が一定基準額以下の世帯は
県・市町独自の住民負担額の一部を補助する制度があります。更新費用助成申込の際に、市・町の窓口でご確認ください。

手続きの流れはP4をご覧下さい。

申込にはP2【2】の申込書類に加えて、以下の書類が必要です。

- ・申込みした方の住民票（世帯全員分・3ヶ月以内に発行されたもの）
- ・住民負担額補助申請書または同意書（福岡市は同意書、福岡市以外は住民負担額補助申請書）

生活保護受給世帯もしくは支援給付受給世帯

P6【3】（ア）の補助の条件を満たし、生活保護もしくは支援給付（※）を受けている世帯です。

エアコン等の取替費用が基準額内であれば自己負担はありませんし、全額補助金で対応できる協力業者の紹介制度があります。

手続きの流れはP5をご覧下さい。

申込にはP2【2】の申込書類に加えて、以下の書類が必要です。

- ・保護受給証明書もしくは支援給付証明書（3ヶ月以内に発行されたもの）

※支援給付とは「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」に基づく支援給付のことです。

【7】補助を受けて設置した空調機器の管理について

（ア）空調機器の所有、管理責任、権利について

更新工事費用補助制度は、あくまで空調機器の取替費用の補助です。したがって、申請者の責任において、購入設置する空調機器ですので、空調機器の所有権、管理責任は申請者及び家屋所有者にあります。

ただし、賃貸住宅または所有者と居住者が違う場合は、家屋所有者が申請者、居住者が申請者、どちらの場合も機器の所有権、管理責任、権利義務等について、家屋所有者と居住者の間で、協議して決めてもらい、空調機器更新工事助成申込書の賃貸住宅における確約事項にご記入頂きます。

（イ）転居や住宅建替時の権利について

更新工事で補助を受け設置した空調機器は、当該住宅の付属物となりますので、住宅を譲渡又は転出する際は、補助事業にかかる証拠書類とともに住宅所有者へ引き継いで頂くこととなります。

また、住宅を建替された場合、やむを得ない理由があり、告示日以前から継続して居住しているなどの条件を満たしていれば、空調機器を取替できる権利は継続します。（国において条件が定められていますので、詳しくは機構へお尋ねください。）

(ウ) . 補助を受けた空調機器の目的外の使用禁止について

国が定めた航空機騒音が著しい区域（第一種区域）内に建っている住宅の居住者の騒音障害を軽減することが目的ですので、更新工事で設置した空調機器は、譲渡、交換、貸付、担保等目的外に使用することはできません。

(エ) . 空調機器の撤去について

更新工事で補助を受け設置した空調機器を故障等により撤去する場合は、必ず事前にご連絡ください。ご連絡なく撤去される場合は、補助対象外となる事があります。

【8】補助交付条件

(ア) . 善良な管理者の注意義務をもって補助事業を遂行すること。

(イ) . 補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産、その従物及び空気調和機器を機構の承認を受けないで補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならない。ただし、この補助金交付の目的及び耐用年数を勘案して機構が定める期間を経過した場合はこの限りでない。

(ウ) . 申請者は、住宅の譲渡又は転出をするときは、この補助事業により施工した造作及び空気調和機器等については、この交付条件に規定する権利義務一切とともに当該住宅の所有者に継承しなければならない。

(エ) . 補助事業完了後に国の移転補償を受けようとするときは、前項の権利義務を有する者は騒音防止工事に要した補助金相当額を移転補償時に返納するものとする。

(オ) . 住民負担額について、工事業者にその全部又は一部を負担させてはならない。

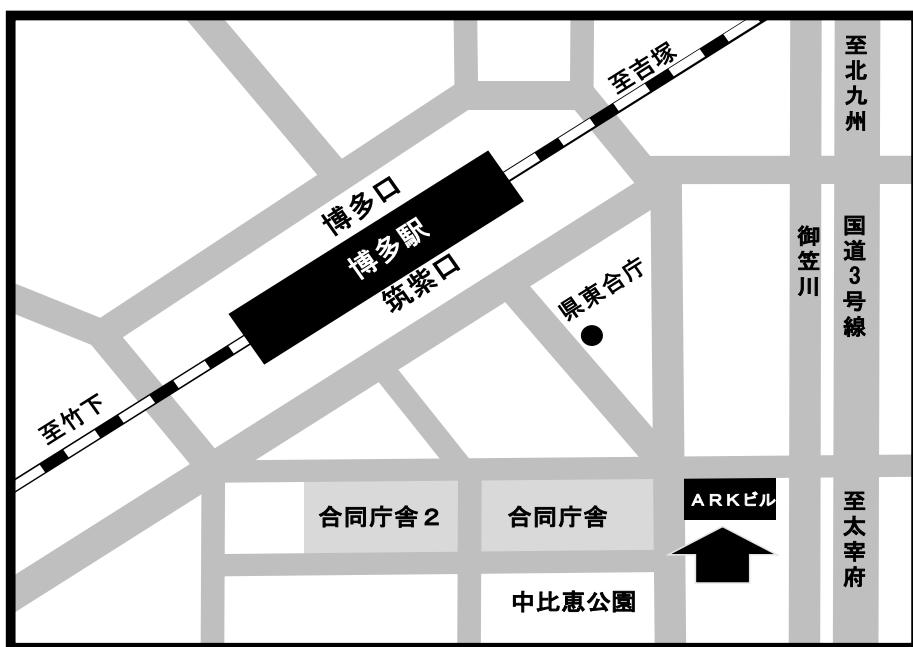
(力) . 申請者は、補助事業にかかる証拠書類を、当該補助事業の完了の翌年度の
4月1日から5年間保存しなければならない。

【9】各窓口所在地及び連絡先

申込は、建物所在地の市役所、町役場の窓口で受け付けます。
ただし、建物所在地が福岡市内の方は、下記①又は②にて受け付けます。

窓口名	住所	電話番号
① (独)空港周辺整備機構 地域振興課	〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2-17-5	(092) 472-4594
② 福岡市役所 空港振興部 空港対策課	〒810-8620 福岡市中央区天神1丁目10-1(北別館1F)	(092) 711-4660
③ 大野城市役所 環境・最終処分場対策課	〒816-8510 大野城市曙町2丁目2-1	(092) 580-1887
④ 春日市役所 環境課 生活環境担当	〒816-8501 春日市原町3丁目1-5	(092) 584-1111
⑤ 太宰府市役所 環境課 環境保全係	〒818-0198 太宰府市觀世音寺1丁目1-1	(092) 921-2121
⑥ 粕屋町役場 道路環境整備課 環境衛生係	〒811-2392 糟屋郡粕屋町駕与丁1丁目1-1	(092) 938-2311
⑦ 志免町役場 生活安全課 生活環境係	〒811-2292 糟屋郡志免町志免中央1丁目1-1	(092) 935-1001

独立行政法人 空港周辺整備機構 位置図



【お問い合わせ先】

独立行政法人 空港周辺整備機構 地域振興課

〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2-17-5 (ARKビル9階)

電話 092-472-4594 ファックス 092-472-4597

E-mail : minbo@oeia-fuk.ne.jp

※ 専用駐車場はございません。

※ お電話でのお問い合わせは平日（月～金）の9：00～17：00にお願い致します。